# 旅費規程

株式会社 エフコム

## 第1章 総則

(この規程の適用範囲)

第1条 従業員が社用のため国内を旅行する場合には、この規程によって旅費 を支給する。

(旅費の支給)

第2条 この規程で旅費とは交通費(鉄道賃、船賃、車賃、航空賃)ならびに 日当、宿泊料をいう。

#### (交通費の支給)

- 第3条 交通費の支給は次の各号に該当。
  - ①交通費は、順路により支給する。
  - ②鉄道、船舶の各便があるときは、鉄道を、いずれの便もない場合には車により支給する。
  - ③業務の都合またはやむを得ない事由により前2号によることの 出来ない場合は、実際に通過した行路により支給する。
  - ④定期券を使用した区間に対しては、鉄道賃を支給しない。
  - ⑤航空機の利用は、特に緊急な用務のため予め指示された場合に限 り認め、その実費を支給する。
  - ⑥15日以上同一地域に出張する場合には交通費に代えて定期乗 車券または回数券を支給することがある。

(日当の支給)

第4条 日当は出張日数により別表の定額を支給する。

(宿泊料の支給)

- 第5条 宿泊料の支給は次の各号に該当した場合に支給する。
  - ①宿泊料は、宿泊数により別表の定額を支給する。
  - ②鉄道旅行の夜行は、宿泊に準ずる。従って寝台を利用しても寝台料は支給しない。
  - ③船舶旅行で船賃に寝台料金および食事費が含まれているときは、 宿泊料の全部または一部を支給しない。
  - ④同業、関係会社、外部団体等の会合で宿泊し、会費の中に宿泊料 を含む場合および接待関係等で宿泊料を要しなかった場合は、宿 泊料を支給しない。

- ⑤出張先で徹夜勤務した場合でも、宿泊代金の支払を要した時は宿 泊料の全部または一部を支給することがある。
- ⑥自宅、実家(本人及び配偶者)、子、親戚、友人宅等に宿泊する 場合については、宿泊料を支給しない。
- ⑦宿泊料に食事費が含まれている時は、実費相当額を本人より徴収 する場合がある。

#### 宿泊費 (税込)

#### 別表1

		会社設備	長期滞在・教育出張
特定地域	その他地域	および	および
		取引先施設	旅費区分B迄の地域
10,000円	8,000円	2,500円	実費

特定地域:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府

## (支給方法)

第6条 出張旅費は帰着後に、転勤旅費は到着後に支給する。

ただし、本人の申立によっては、出発前にその概算額を仮払いすることもある。

(出張命令書および旅費精算書)

- 第7条 出張または転勤をする者は、出発前所定の命令書を提出し、帰着また は到着後5日以内に所定の旅費精算書を提出しなければならない。
  - 2. 前条ただし書きにより概算額の仮払いを受けた者で、その金額が超過している場合は、遅滞なく返済しなければならない。

## 第2章 旅費区分B

(旅費区分Bの適用範囲)

第8条 勤務場所が所在する隣接都道府県までの出張に対しては、本章を適用 する。また、この場合の移動時間についての時間外の取扱いは直帰を 除いて通常どおりとする。

## (旅費の支給)

第9条 旅費区分Bの地域への出張に対しては、別表2による旅費を支給する 他、次の通りとする。

## 旅費区分B 別表 2

交 通 費	日当	宿泊手当※
実 費	なし	1,500円

※宿泊数に応じ手当を支給し、日当および帰着日日当は支給しない。

①新幹線については、指定席およびグリーン車利用を認めない。

## 第3章 旅費区分C

(旅費区分Cの適用範囲)

第10条 旅費区分Bより遠方への出張に対しては、本章を適用する。また、 この場合の移動時間についてはデリバリーを除き時間外の取扱いと はしない。

#### (旅費の支給)

第11条 旅費区分Cの地域への出張に対しては、別表3による旅費を支給する 他、次の通りとする。

#### 旅費区分C 別表3

交 通 費	日 当	宿泊日当	帰着日日当
実費 1,000円		1,500円	1,000円

- ①乗車時間が10時間以上を基準としてグリーン車利用を認める。乗車時間は、出発駅より到着駅に至るまでの乗車した列車時間によるものとする。
- ②緊急に出張を命ぜられた場合で、普通車の座席が確保できないとき は、グリーン車利用を認める。
- ③ただし、前2号の規程に拘わらず新幹線については、グリーン車利用を認めない。

#### 第4章 長期滯在旅費

(長期滞在旅費の適用)

第12条 旅費区分Cに出張し、業務の都合で同一地に15日以上滞在する場合 については、本章を適用する。

(滯在日当)

第13条 出発日から最初の15日間および帰着日は、別表3の日当を支給し、 16日目以降はその8割を支給する。

(滞在日数の通算)

- 第14条 業務の都合により、一時滞在地を離れて他に出張し、5日以内に再び 滞在地に帰任した場合には、その前後の日数を通算する。
  - 2. 出発前に、予め本章を適用する旨本人に指示した場合には、5日以上滞在地を離れたときといえども、前後の日数を通算するものとする。

(滞在地を離れる場合の旅費)

- 第15条 前条の場合、滞在地を離れる期間については本章を適用せず、前各章 に定める旅費を支給する。
  - 2.会社に一時帰還し、そこに滞在する期間については旅費を支給しない。

## 第5章 教育出張旅費

(教育出張の適用)

第16条 教育受講での出張に対しては、本章を適用する。

(教育旅費)

第17条 別表4による教育旅費を支給する。

#### 教育旅費 別表 4

交 通 費	旅費区分C目当※	旅費区分B日当※
実費	1,000円	なし

※宿泊の場合も同様

#### 第6章 転勤旅費

#### (適用範囲)

第18条 辞令により転勤をするとき、住居を移動する事が必要な場合に本章を 適用する。

#### (転勤支度金)

第19条 転勤に際しては、別表5による転勤支度金を支給する。

## 転勤支度金

別表 5

	<b>-1-</b> ⁄	帯	同	者	88,000円	
妻	帯	者	単	身	者	106,000円
		独	身 者			76,000円

## (家族支度金)

第20条 扶養家族のある者が家族を帯同して転勤する場合には、別表 6 による 家族支度金を支給する。

#### 家族支度金

別表 6

妻	88,000円
その他	35,000円

#### (別居手当)

第21条 配偶者および扶養家族のある者が単身で赴任する時は、別居手当として、月額30,000円を支給する。

また、手当とは別に、帰宅交通費(月2回を限度に帰宅に要した交通費の実費)を支給する。

2. 出張に合わせて帰宅した場合は、当該月に認められる帰宅交通費の回数よりその分を減じる。この場合、旅費区分Cに該当する出張であれば、1,000円の日当を支給する。

# 附則

この規程は、平成11年12月 1日から実施する。

平成18年12月 1日(一部改定)

平成24年 5月 1日 (一部改定)

平成24年12月 1日(一部改定)

平成31年 3月21日 (一部改定)

令和 4年12月21日(一部改定)